



熊本県公報

第12867号

令和元年(2019年)

10月18日(金)

(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項……………(労働雇用創生課) 1
- 令和元年度(2019年度)予算の要領……………(財政課) 1
- 令和元年度(2019年度)熊本県准看護師試験の実施……………(医療政策課) 11
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退……………(高齢者支援課) 12

公 告

- 道路の位置の指定……………(建築課) 12
- ふぐ処理師試験の実施……………(健康危機管理課) 12
- 熊本都市計画地区計画の決定(合志市決定)……………(都市計画課) 13
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(農地・担い手支援課) 14
- 牛深地区特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表……………(漁港漁場整備課) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(〃) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(〃) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(〃) 15
- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村計画課) 15

登 載 依 頼

- 令和元年度(2019年度)第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催……………(鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 16
- 保健環境科学研究所外部評価委員会の開催……………(保健環境科学研究所外部評価委員会) 16
- 博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則……………(教育政策課) 16
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和元年度(2019年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札による落札者等の決定…(警察本部情報管理課) 17

正 誤

- 令和元年(2019年)9月27日熊本県告示第342号(生活保護法等に基づく指定医療機関の指定)中……………(社会福祉課) 18

告 示

熊本県告示第385号

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和元年10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項

熊本県訓練手当支給要項(昭和62年熊本県告示第277号の2)の一部を次のように改正する。

第1条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に、「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

別記第2号様式中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第386号

令和元年度(2019年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和元年9月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和元年(2019年)10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和元年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

令和元年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,569,298千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 822,457,455千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		122,624,405	3,015,345	125,639,750
	1 国庫負担金	38,199,369	1,317,525	39,516,894
	2 国庫補助金	81,775,132	1,697,820	83,472,952
2 財産収入		2,974,032	4,840	2,978,872
	1 財産売払収入	1,978,646	4,840	1,983,486
3 繰入金		53,694,841	521,169	54,216,010
	1 基金繰入金	53,329,980	521,169	53,851,149
4 繰越金		916,486	932,081	1,848,567
	1 繰越金	916,486	932,081	1,848,567
5 諸収入		58,005,970	401,863	58,407,833
	1 受託事業収入	2,392,204	219,730	2,611,934
	2 雑入	7,277,941	182,133	7,460,074
6 県債		100,433,000	1,694,000	102,127,000
	1 県債	100,433,000	1,694,000	102,127,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
歳 入 合 計		815,888,157	6,569,298	822,457,455

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 42,324,169	千円 969,707	千円 43,293,876
	1 企 画 費	6,399,477	117,707	6,517,184
	2 徴 税 費	6,712,152	344,000	7,056,152
	3 市 町 村 費	10,612,709	508,000	11,120,709
2 民 生 費		106,003,471	110,874	106,114,345
	1 社会福祉費	60,788,170	20,569	60,808,739
	2 児童福祉費	35,541,487	67,225	35,608,712
	3 生活保護費	4,711,460	8,080	4,719,540
	4 災害救助費	4,962,354	15,000	4,977,354
3 衛 生 費		57,526,573	90,498	57,617,071
	1 公衆衛生費	40,160,523	90,498	40,251,021
4 農 水 産 業 林 費		69,023,988	919,913	69,943,901
	1 農 業 費	19,460,295	105,445	19,565,740
	2 農 地 費	23,575,459	83,453	23,658,912

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 林 業 費	17,400,815	697,515	18,098,330
	4 水 産 業 費	6,429,855	33,500	6,463,355
5 土 木 費		100,435,266	660,671	101,095,937
	1 河川海岸費	28,655,240	657,325	29,312,565
	2 都市計画費	9,008,955	3,346	9,012,301
6 警 察 費		40,109,523	6,589	40,116,112
	1 警察管理費	35,360,677	6,589	35,367,266
7 教 育 費		139,998,203	391,288	140,389,491
	1 教育総務費	29,998,390	79,081	30,077,471
	2 社会教育費	3,052,348	312,207	3,364,555
8 災害復旧費		13,986,237	3,419,758	17,405,995
	1 農林水産業 災害復旧費	4,843,968	1,124,960	5,968,928
	2 土 木 災 害 復 旧 費	6,295,732	2,294,798	8,590,530
歳 出 合 計		815,888,157	6,569,298	822,457,455

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 松原地区農村地域防災減災事業 宇 土 市	令和2年度 ～令和3年度	千円 500,000
	年次別内訳 令和2年度	200,000
	令和3年度	300,000
2 警察移動無線通信システム整備事業	令和2年度	305,451

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 中小企業対策融資損失 補償 金融機関が中小企業対 策融資として総額 190億 円の範囲内で融資した資 金について熊本県信用保 証協会が保証債務の履行 をした場合の損失補償	令和元年度 ～令和14年度	千円 215,200	1 中小企業対策融資損失 補償 金融機関が中小企業対 策融資として総額 290億 円の範囲内で融資した資 金について熊本県信用保 証協会が保証債務の履行 をした場合の損失補償	令和元年度 ～令和14年度	千円 373,200
2 上天草警察署整備事業 上 天 草 市	令和2年度	82,983	(補 正 前 に 同 じ)	令和2年度	88,283
3 情報処理関連業務	令和2年度 ～令和6年度	90,442	(補 正 前 に 同 じ)	令和2年度 ～令和6年度	187,226
	年次別内訳 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度	66,711 6,906 5,916 5,916 4,993		年次別内訳 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度	163,495 6,906 5,916 5,916 4,993

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地防災国庫補助事業費	千円 244,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 274,000	(補 正 前 に 同 じ)		
治山国庫補助事業費	3,120,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	3,308,000			
河川国庫補助事業費	2,104,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	2,134,000			
公共土木 現年発生国庫 補助事業費	329,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等	755,000			
公共土木 過年発生国庫 補助事業費	562,000	は証券発行(他 の地方公共団	ついて、 利率の見	ただし、県 財政の都合に	749,000			
単県公園 整備事業費	37,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	40,000			
単県治山事業費	152,000	(その他) 工事その他	おいては、 当該見直	は借換えをす ることができ	257,000			
単県道路 整備事業費	6,004,000	の都合により、 一部又は全部	し後の利 率)	る。	6,076,000			
単県河川 整備事業費	3,555,000	を翌年度以降 に繰り下げて			3,754,000			
単県砂防 整備事業費	1,587,000	借り入れるこ とができる。			1,905,000			
公共土木 現年発生単県 災害復旧事業費	100,000	発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			236,000			
計	17,794,000				19,488,000			

令和元年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,860,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,771,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		28,733	68,600	97,333
	1 繰 越 金	28,733	68,600	97,333
2 県 債			6,791,400	6,791,400
	1 県 債		6,791,400	6,791,400
歳 入 合 計		911,939	6,860,000	7,771,939

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		25,459	6,860,000	6,885,459
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	25,459	6,860,000	6,885,459
歳 出 合 計		911,939	6,860,000	7,771,939

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業振興資金 貸付事業費	千円 6,791,400	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付 の借入れ	無利子	据置期間を含め 25年以内 年賦元金均等償 還又は満期一括償 還

熊本県告示第387号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和元年度（2019年度）熊本県准看護師試験を次のように実施する。

令和元年（2019年）10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時
令和2年（2020年）2月14日（金）午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験場所
公立大学法人熊本県立大学（熊本市東区月出三丁目1番100号）
- 3 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 4 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和2年（2020年）3月までに修業する見込みの者を含む。）
 - (2) 省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和2年（2020年）3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (3) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和2年（2020年）3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (4) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和2年（2020年）3月までに修業する見込みの者を含む。）
 - (5) 省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和2年（2020年）3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
 - (7) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類
ア 試験受験申込書（熊本県所定のもの）
写真（試験受験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）を所定の欄に貼付すること。
なお、写真の提出に当たっては、現に在籍をし、若しくは卒業（修業）をした4

(1)から(5)までの養成所等の長又は熊本県健康福祉部健康局医療政策課において、写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受け、写真票に照合印を、写真に刻印又は割印を受けること。

イ 受験資格を有することを証明する書類

(ア) 4 (1)から(5)までのいずれかに該当する者 卒業(修業)証明書。ただし、令和2年(2020年)3月までの卒業(修業)予定者は、卒業(修業)見込証明書とする。

(イ) 4 (6)に該当する者 厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の原本を持参の上、その写しを提出する。

(ウ) 4 (7)に該当する者 都道府県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の原本を持参の上、その写しを提出する。

ウ 返信用封筒

長形3号(縦12.0センチメートル×横23.5センチメートル)の返信用封筒に宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼付すること。ただし、一括申込みの場合は、返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼付すること。

(2) 受験手数料

6,900円(熊本県収入証紙によること。)

(3) 受付期間

令和2年(2020年)1月6日(月)から同月10日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(4) 提出先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班

郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

6 合格者の発表

令和2年(2020年)3月11日(水)午前10時に熊本県庁行政棟本館1階県民ホール及び熊本市保健所を除く県内各保健所に合格者の受験番号を掲示するほか、熊本県ホームページに掲載するとともに、合格者には郵送等により通知する。

なお、電話による試験結果の問合せには、応じない。

7 問合せ先

熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班

電話 096-333-2206

熊本県告示第388号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

令和元年(2019年)10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
ニュー天草病院 天草市太田町2番地1	医療法人永輝会	令和元年(2019年)8月31日	介護療養型医療施設

公 告

熊本県公告第386号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年(2019年)10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町大字津久礼1796番1
- 2 築造者の氏名 株式会社田村建装工業
- 3 道路の位置 合志市須屋字陳ノ平1458番32
- 4 道路の幅員 4.19メートルから4.27メートルまで
- 5 道路の延長 20.96メートル
- 6 指定年月日 令和元年(2019年)9月30日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第191号

熊本県公告第387号

熊本県ふぐ取扱条例(昭和33年熊本県条例第27号)第8条第3項の規定により令和元年度(2019年度)ふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年(2019年)10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時
令和2年(2020年)2月2日(日)午前9時
- 2 試験会場
熊本市中央区春竹町481番地
学校法人常盤学園 シェフパティシエ学院
- 3 試験科目
 - (1) 筆記試験
ア 公衆衛生学
イ 食品衛生学(ふぐの性状を含む。)
ウ 栄養学
エ 衛生関係法規
オ 調理理論
 - (2) 実地試験
ア 処理技術
イ 内臓鑑別
ウ 魚種鑑定
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類
ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 写真2葉(受験願書提出前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1葉を写真票に貼付すること。)
 - (2) 受験手数料
13,500円
 - (3) 受験の申込方法
試験を受けようとする者は、関係書類に受験手数料13,500円分の熊本県証紙を添えて、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県各保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、熊本県健康福祉部健康危機管理課(郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)に提出すること(郵送する場合は、現金書留によること。)
 - (4) 受験願書の提出期間
受験願書の提出期間は、令和元年(2019年)12月11日(水)から令和元年(2019年)12月24日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする(熊本市保健所においては、午後5時までとする。)
なお、郵送の場合は、令和元年(2019年)12月24日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 5 合格基準
 - (1) 筆記試験
5科目の合計得点が満点の6割以上であること。ただし、1科目でも満点の4割未満のものがある場合は、不合格とする。
 - (2) 実地試験
総得点が満点の8割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器(精巣・卵巣)の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不合格とする。
- 6 合格発表等
 - (1) 合格者の発表は、令和2年(2020年)2月19日(水)午前10時に、県庁本館ロビー、熊本県各保健所、熊本市保健所及び県庁ホームページにて行う。
 - (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 その他
 - (1) 受験願書の請求及び試験についての照会は、熊本県各保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課(電話096-333-2247(ダイヤルイン)又は096-383-1111 内線7187)に行うこと。
 - (2) 郵便による受験願書の請求は、84円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒を同封し、熊本県各保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課に請求すること。

熊本県公告第388号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により合志市から熊本都市計画地区計画(池尻地区地区計画)の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年(2019年)10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第389号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）10月18日から同月31日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
竹元 久	天草市新和町小宮地	天草市新和町碓石字雁山口2143番2
大新牧場森岡畜産 合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字藏ノ前353番2 ほか4筆
新和パレット合同 会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字柱崎395番1
田中 伸悟	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字屋形石671番16
長田 数志	天草市天草町高浜北	天草市天草町高浜北字庵河内3087番 ほか1筆
株式会社天草よか もん	上天草市大矢野町上	天草市有明町楠甫字古塘下4773番4 3ほか28筆
磯田 清俊	上天草市大矢野町上	天草市有明町楠甫字中道下4858番1 2ほか22筆
株式会社天草よか もん	上天草市大矢野町上	天草市有明町楠甫字屋形石671番52 ほか9筆
磯田 清俊	上天草市大矢野町上	天草市有明町楠甫字岩崎633番14ほ か3筆
丸田 起雄	天草市有明町大浦	天草市有明町楠甫字古塘下4773番6 5ほか10筆
葉山 正典	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字屋形石671番55 ほか2筆
岳元 常廣	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字古塘下4773番4 3ほか20筆
田中 伸悟	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字屋形石671番21 ほか2筆
釜元 茂	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字古塘下4773番6 1ほか4筆
釜元 茂	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字古塘下4773番7
明瀬 浩幸	天草市有明町上津浦	天草市有明町楠甫字屋形石671番50 ほか3筆
林田 富士雄	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字屋形石671番52
松下 一喜	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字岩崎633番19ほ か1筆
岳元 常廣	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字岩崎633番14ほ か2筆
釜元 きよか	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字屋形石671番3

2 申請年月日

令和元年（2019年）10月4日

熊本県公告第390号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課において牛深地区特定漁港漁場整備事業計画変更書を公表する。

令和元年（2019年）10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第391号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和元年（2019年）10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷1629番及び同1630番1
1, 106.36平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
株式会社タウン開発

熊本県公告第392号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和元年（2019年）10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4652番113の一部
322.90平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町花立一丁目14番18—103号一刻館
荒木 優作

熊本県公告第393号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和元年（2019年）10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字松ノ本1665番196
323.45平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋1578番地1ラ・プラージュモア103
渡邊 悠太

熊本県公告第394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和元年（2019年）10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字犬ノ馬場1714番1、同1714番2、同1714番3、同1714番4、同1714番5、同1714番6、同1714番7、同1714番8、同1714番9、同1714番10、同1714番11、同1714番12、同1731番1、同1731番3、同1731番5、同1731番6、同1737番3の一部、同1744番1、同1744番3、同1744番4、同1744番5、同1744番6及び里道の一部
4, 050.22平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区沼山津二丁目4番28号
株式会社益城宅建

熊本県公告第395号

上益城郡甲佐町に事務所を置く麻生原堰土地改良区理事長から平成31年（2019年）4月15日付けで申請のあった定款の変更については、令和元年（2019年）8月30日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
令和元年（2019年）10月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登 載 依 頼**鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

令和元年度(2019年度)第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和元年(2019年)10月18日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
令和元年(2019年)年11月13日(水)午後2時から午後3時まで
- 2 開催場所
鹿本医師会館 講堂(山鹿市山鹿332-1)
- 3 議題
(1) 救急告示医療機関の更新審査について
(2) 地域における災害医療提供体制について
(3) 県災害医療コーディネーター研修会について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
山鹿市山鹿465-2
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局(熊本県山鹿保健所総務福祉課内)
(電話0968-48-1202)

熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会公告第1号

熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会を次のとおり開催する。

令和元年(2019年)10月18日

熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会

- 1 開催日時
令和元年(2019年)11月1日(金)午後1時30分から3時30分まで
- 2 開催場所
宇土市栗崎町1240-1
熊本県保健環境科学研究所
- 3 議題
(1) 重点研究の評価
ア 計画評価
① 海洋動物の毒成分の分析に関する研究
(2) 一般研究の内部評価の概要(報告)
ア 計画評価
① 空間統計解析手法を用いた県内の大気汚染物質濃度の推定
② 魚へい死時の魚体中(えら)の農薬分析法の検討
③ 熊本県内河川における水生生物相の新規解析方法の開発
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇土市栗崎町1240-1
熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会事務局
(熊本県保健環境科学研究所総務課)
電話0964-23-5771

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会規則第6号

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則

(博物館の登録に関する規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「日本工業規格A4」を削る。

- (1) 博物館の登録に関する規則(昭和27年熊本県教育委員会規則第7号)別記第1号様式から別記第4号様式まで
- (2) 社会教育主事資格認定規則(昭和37年熊本県教育委員会規則第13号)別記第1号様式から別記第3号様式まで
- (3) 熊本武道館条例施行規則(昭和46年熊本県教育委員会規則第25号)別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式から別記第7号様式まで
- (4) 熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則(昭和51年熊本県教育委員会規則第15号)別記第2号様式から別記第12号様式まで
(藤崎台県営野球場使用規則の一部改正)
- 第2条 藤崎台県営野球場使用規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
別記第1号様式及び別記第2号様式中「スコアボード」を「スコア・ボード」に改め、「日本工業規格A4」を削る。
別記第3号様式中「日本工業規格A4」を削る。
別記第4号様式及び別記第5号様式中「スコアボード」を「スコア・ボード」に改め、「日本工業規格A4」を削る。
(熊本県立美術館の美術品等取扱規則の一部改正)
- 第3条 熊本県立美術館の美術品等取扱規則(昭和52年熊本県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。
別記第1号様式中「別記第1号様式」を「別記第1号様式(第7条関係)」に改める。
別記第2号様式中「別記第2号様式」を「別記第2号様式(第10条関係)」に改める。
別記第3号様式中「別記第3号様式」を「別記第3号様式(第10条関係)」に改める。
別記第4号様式中「別記第4号様式」を「別記第4号様式(第10条関係)」に改める。
別記第5号様式中「別記第5号様式」を「別記第5号様式(第17条関係)」に改める。
別記第6号様式中「別記第6号様式」を「別記第6号様式(第18条関係)」に改める。
別記第7号様式中「別記第7号様式」を「別記第7号様式(第18条関係)」に改める。
別記第8号様式中「別記第8号様式」を「別記第8号様式(第20条関係)」に改める。
別記第9号様式中「別記第9号様式」を「別記第9号様式(第20条関係)」に改める。
別記第10号様式(その1)中「別記第10号様式(その1)」を「別記第10号様式その1(第20条関係)」に改める。
別記第10号様式(その2)中「別記第10号様式(その2)」を「別記第10号様式その2(第20条関係)」に改める。
別記第11号様式中「日本工業規格A4」を削る。
別記第12号様式中「別記第12号様式」を「別記第12号様式(第21条関係)」に改める。
(熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部改正)
- 第4条 次に掲げる規則の規定中「(日本工業規格A4)」を削る。
(1) 熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成13年熊本県教育委員会規則第23号)別記第1号様式から別記第13号の2様式まで
(2) 熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成13年熊本県教育委員会規則第24号)別記第2号様式から別記第15号の2様式まで
- 附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県警察本部公告第59号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年(2019年)10月18日

熊本県警察本部長 小山 巖

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和元年度(2019年度)導入分)一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部情報管理課
- 3 落札者を決定した日

- 令和元年（2019年）8月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 5 落札金額（月額）
4,578,200円（うち消費税及び地方消費税の額416,200円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和元年（2019年）7月19日

正 誤

令和元年（2019年）9月27日熊本県告示第342号（生活保護法等に基づく指定医療機関の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	1 1	人吉市南泉田町5番地	人吉市南泉田町5番地35